

清瀬市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、清瀬市工事請負契約約款第10条第2項で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定める。

(兼任できる対象要件)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当する工事において現場代理人を兼任させることができる。ただし、市長が現場代理人を兼任させることが適当でないとした場合は、この限りではない。

(1) 当該工事の全てが清瀬市が発注した工事であること。

(2) 当該工事の契約金額の合計額が2,500万円未満であること。

2 前項において、受注者は2件を上限として現場代理人を兼任させることができる。

(兼任の届出)

第3条 兼任を希望する受注者は、現場代理人兼任届を、当該工事を主管する課（以下「工事主管課」という。）に提出しなければならない。ただし、工事主管課が異なる場合は、現場代理人兼任届のほかに当該兼務に係る当該工事以外の工事の工事請負契約書の写しに施工箇所がわかる案内図及び工程表を、それぞれの工事主管課に提出するものとする。

(契約変更)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させる工事において、契約変更が生じたことにより、当該兼任に係る工事の契約金額の合計が第2条第1項第2号に規定する金額を上回った場合であっても、原則として引き続き兼任させることができるものとする。

(遵守事項)

第5条 現場代理人は、兼任する他の工事の現場代理人の契約上の職務を免じられるものではない。したがって、受注者は、現場代理人を兼任させるにあたって

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任に係るいずれかの工事現場に駐在させること。
- (2) いずれかの工事現場を離れるときは、監督員との連絡体制または緊急時に現場に急行できる体制を確保すること。
- (3) 不在となる工事現場においては、安全管理等に十分配慮すること。

(兼務の取消し)

第6条 市長は、兼任に係る工事について受注者が前条に規定する遵守事項に違反するなど、安全管理の不徹底に起因する事故の発生または現場体制の不備を認めた場合は、当該兼任を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、工事における兼任について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。